

一、綱領再検討に關する件

(提案理由)

労働組合の綱領は組合結成の精神である。従つて其れはその組合の指導精神と運動方針とを明示するものであることは云々までもない。我等がこの本同盟の綱領の再検討を提議するのは必ずしも今日までの指導精神を転向せんとするものではない。しかし乍ら本同盟の現綱領が眞に本同盟創立の精神と、我等の採りまつた運動方針を充分に表現してゐるかどうかといふ点を検討せんとするものである。

我が官業労働總同盟創立されて十有数年、其の間我が國の労働並に労働組合は社會状況の变化に伴ひ或は思想界動搖の影響を受け或時は分裂抗争し又或時は方向転換を行ふ等幾度遷かをみたつてあつた。然るに獨り本同盟のみは今日まで之れ等れ禍ひされる所極めて少なく、比較的堅実なる歩みを續けて来たのは、創立以來の光輝ある官業精神と健全なる運動方針を堅持して来たからに外ない。

而してこの精神とこの方針が實に我が國の國情に即し、官公業に於ける労働者の正しき態度であつたからであると確信するものである。しからは本同盟の現綱領が果してこの光輝ある官業精神と健全なる運動方針を表現するものとして今日に於て充分であるでらうか。我等は此点客觀的にも主觀的にも甚だ不充分であることを認めざるを得ないのである。

依つて我等はこの精神を高揚し、この方針を明示し官公業に於ける労働運動の大道を確立するため、来るべき年次大會まで充分研究討議したいと思ふのである。